

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第772号

2015年(平成27年)12月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路, 下水道管渠, 準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)11月27日付けで諮問(第772号)された道路, 下水道管渠, 準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供すること及び条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて包括的に取扱う理由は, 認められない。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 過去の経過及び背景

藤沢市では、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」や平成18年12月に交通バリアフリー法に代わり新たに施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」に基づき、利用者が集中し、高齢者や障がい者等からの要望が多く寄せられた藤沢駅南北自由通路北口の管理協定締結用地内に、高齢者や障がい者等の駅への移動を円滑なものとするために平成21年4月にエレベーターを設置したものである。このエレベーター内での犯罪の未然防止と不審者への抑止効果として、エレベーター内に防犯カメラを設置、監視及び録画をしている。なお、撮影データは、電話回線にて藤沢駅北口駅前「さいか屋」内防災センターへ送信し、防災センター内にて受信及びデジタルディスクレコーダーへ録画するとともに、委託業者によるカラーモニターでの監視を行っている。

今回諮問する辻堂駅については、平成19年度から実施された辻堂駅改良事業の一環として、北口、南口及び西口駅前の藤沢市所有地及び管理協定締結用地内（以下、「市管理用地」という。）に、バリアフリー新法に基づき平成21年頃から順次エレベーターやエスカレーターを設置している。これらのエレベーターやエスカレーターについても、犯罪に対する未然防止、不審者等への抑止効果及び事故等が発生した際の原因特定のために、防犯カメラを設置し、監視、録画及び保存している。

藤沢駅南北自由通路北口エレベーターに設置された防犯カメラについては、藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第10条第4項及び第5項の「本人以外のものから収集すること」及び「本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略」並びに条例第18条の「コンピュータ処理」について、平成21年4月に諮問し、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第386号（以下、「答申第386号」という。）にて答申を得ている。また、その際、併せて刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく「捜査関係事項照会書（以下「捜査照会書」という。）」により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合については、別に定める「藤沢駅南北自由通路北口エレベーター防犯カメラによる画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」に基づき審議会への個々の諮問の手続きを経ることなく目的外提供できる包括的な取扱いについても諮問し、答申を得ているが、辻堂駅の市管理用地内のエレベーター及びエスカレーターに設置された防犯カメラについては答申第386号の案件に含まれていないため、条例第10条第4項及び第5項の「本人以外のものから収集すること」

及び「本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略」並びに条例第18条の「コンピュータ処理」について、追加する諮問をするものである。また、司法警察職員としての職務を行う者等から捜査照会書により防犯カメラによって撮影し、録画した画像の目的外提供を求められた場合は、条例第12条第4項により藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）への諮問事項となっているが、事件解決への迅速な対応のため、捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める「駅前公共施設防犯カメラによる画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、審議会への個々の諮問の手続きを経ることなく目的外提供できる包括的な取扱いをしたく、あわせて諮問するものである。

イ 防犯カメラ及び録画機器について

辻堂駅前の市管理用地内に設置されたエレベーターの防犯カメラは、乗降口及び機内、エスカレーターの防犯カメラは、乗降口にそれぞれ1機ずつ設置しており、撮影対象はエレベーター及びエスカレーター利用者に限定される。また、防犯カメラを設置し、映像を監視及び録画するに当たっては防犯カメラ撮影区域に防犯カメラを設置し、撮影したカメラ画像を目的外に提供する旨を表示して周知を図る。これらにより、エレベーター及びエスカレーターでの犯罪の未然防止及び不審者等への抑止効果が期待できることから、利用者の安全確保及び事故等が発生した場合の原因特定につながるものである。

録画機器は、辻堂駅北口のエスカレーター下にある施錠された室内に設置された固定され鍵のかかるサーバーボックス内に配置されており、防犯カメラ画像は録画機器内のハードディスクに録画される。更に、防犯カメラの録画データを外部メディアへ書出しする場合は、パスワードを設定することで市職員以外の操作を制限するものである。

ウ 監視方法

辻堂駅前の市管理地内のエレベーター及びエスカレーターの全ての防犯カメラ画像は、辻堂駅北口のエスカレーター下にあるサーバーから、光ブロードバンド回線にて、藤沢駅北口駅前「さいか屋」内防災センターへ送信され、委託業者が監視を行っている。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、エレベーター及びエスカレーターでの犯罪に対する未然防止や不審者等への抑止効果、事故等が発生した際の原因特定のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。なお、防

犯カメラ撮影区域には，防犯カメラを設置している旨の表示をし，周知を図る。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

防犯カメラの撮影画像は，録画機器に内蔵されたハードディスクに保存している。これは，蓄積容量も多く，長期的な使用においても画像が劣化せず，必要な部分の画像の取出しも容易であることから，コンピュータ処理による方式を採用する必要性があったものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

辻堂駅北口，南口及び西口の市管理用地内に設置されているエレベーター及びエスカレーターの利用者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

録画機器については，辻堂駅西口駅前の市管理用地内のエスカレーター下にある施錠された室内に設置した鍵のかかる固定されたサーバーボックス内に配置することで持ち出しを防止する。また，操作を行う際には，日常的な管理として，藤沢市個人情報の保護に関する条例，藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い，適正に取り扱うこと並びに「駅前公共施設における防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお，録画機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し，順次上書きがされるようになっている。

また，防犯カメラの画像は，事故等発生時の本課による事実確認及び情報提供の際の検索・出力以外に録画された画像を使用しない。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については，正当な請求権を有する司法警察職員等によって行われるものであり，当該照会の正当性及び公益性が認められ，事件の解決は被害者を救済するものであり，市民生活を守る本市行政の役割でもある。

そのため，事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから，当該施設内で発生した殺人，傷害，暴行，誘拐，窃盗，強姦（被害者の映像については同意を得たものに限る。），強制わいせつ（被害者の映像については同意を得たものに限る。），恐喝，器物損壊及び放火の捜査のために，防犯カメラ画像データの目的外提供については，別に定めるガイドラインに基づき，審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく，目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要があるものである。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者，検察官及び検察事務官
ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る。）とし，目的外提供については，ガイドラインに定めるものである。

- (5) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

当該画像データで確認される個人を，照合によって特定することは事実上困難であり，通知の送付先も特定できない。このため，本件に係る本人通知は省略するものである。また，仮に本人が特定された際，当該事件に関与している可能性があるため，本人通知をすると当該捜査に支障が生じる恐れがあることを確認した場合に限り，本人通知を省略するものである。

なお，防犯カメラ撮影区域には撮影したカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし，周知を図る。

- (6) 実施時期

2015年（平成27年）12月10日

- (7) 提出書類

- ア 個人情報取扱事務届出書
- イ 設置機種仕様及び設置図例
- ウ 設置場所図
- エ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- オ 駅前公共施設防犯カメラによる画像データについて，捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，防犯カメラ画像データ収集の目的は，エレベーター及びエスカレーターでの犯罪に対する未然防止や不審者等への抑止効果，事故等が発生した際の原因特定のために行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから，本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

また，防犯カメラ撮影区域には，防犯カメラを設置している旨の表示をし，周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

なお，実施機関によると，防犯カメラは平成21年から設置されているということであるが，設置の際に当審議会に諮問がなされていないことは誠に遺憾である。

(2) 個人情報 を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先も特定できないため、本件に係る本人通知は省略するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

ア 目的外に提供することに係る包括的な取扱いについて

実施機関では、今後、辻堂駅前市の市管理用地内で犯罪が発生した場合、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会が行われることが想定されるが、当該捜査は犯罪の捜査のために正当な請求権を有する司法警察員等によって行われるものであり、照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は被害者を救済するものであり、照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、包括的な取扱いをする必要があるとしている。

しかしながら、包括承認の対象となる場所であるエスカレーターについては、その場所の特性からするとガイドラインに定めるすべての犯罪が繰り返し発生することは考えにくい。

また、当審議会における審議の過程の中で、本件以外の駅前の市管理用地内についても、既に防犯カメラの設置がなされていることが実施機関から述べられたため、すべての駅前の市管理用地内の防犯カメラについて、防犯カメラ運用基準及びガイドラインを整理した上で、再度諮問するべきである。

よって本件目的外提供の包括的な取扱いについては認められない。

イ 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

(3)アで前述したとおり、目的外に提供することに係る包括的な取扱いが認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断する必要がない。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの撮影画像は、録画機器に内蔵されたハードディスクに保存している。これは、蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取出しも容易であることから、コンピュータ処理による方式を採用する必要があるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

(ア) 録画機器については、辻堂駅西口駅前の市管理用地内のエスカレーター下にある施錠された室内に設置した鍵のかかる固定されたサーバーボックス内に配置することで持ち出しを防止する。

(イ) また、操作を行う際には、日常的な管理として、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと並びに「駅前公共施設における防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

(ウ) なお、録画機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

(エ) 防犯カメラの画像は、事故等発生時の本課による事実確認及び情報提供の際の検索・出力以外に録画された画像を使用しない。以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上